夫馬進

國訴訟社會史の研究

永 哲

第

部

朴

報告書である。編者夫馬進教授は一九九三年以來、訟師と訟師秘 る一人として、本書の刊行を心から慶賀しながら虚心に評者の任 者らに待望の一書であるだろう。評者もまたこの方面にたずさわ 充實した論考で編成されている本書は、この分野での世界の研究 されたのも前例がないことであり、本書の刊行は中國史學界にお 念も新しければ、これを主題にしてこのように尨大な著作が出版 時空閒の中で擴大している。まことに「中國訴訟社會」という概 をまで積極援用して、訟師研究の地平を國際的な共同研究の形で さらにアメリカの 本に關する劃期的な研究を發表して學界の地平を廣げて來たが、 たちの五年(二〇〇六年~二〇一〇年)にわたる共同研究の成果 的水準の業績を發表してきた夫馬進教授の主導で、斯界の專門家 いて一つの衝撃的な事件と言っても過言ではないだろう。様々に 本書は明清時代の中國史研究、 『訴訟社會』(Litigious Society)という概念 特に法制と社會等の分野で世界

> のように構成されている。 視野を廣げて按配されている。 合わせて四部十五章の本書はつぎ

第一章 夫馬進 中國訴訟社會史概論

後漢後半期の訴訟と社會

籾山明

長沙東牌

樓出土一○○一號木牘を中心に

辻正博

隋唐時代の相州における司法と社

「訴訟社會」成立の前提

第五章 第四章 谷井陽子 水越知 中國近世における親子閒訴訟 なぜ「冤抑」を訴えるのか

明代

における告狀の定型

第六章 陳寶良 「郷土社會」か「好訟社會」か?

第七章 范金民 明淸時代の「好訟」社會の形成およびその諸相 把持と應差 -巴縣檔案から見た清代

重慶の商貿訴訟

第八章 阿風 清代の京控 嘉慶朝を中心に

第九章 伍躍 「民告官」―烈婦の顯彰と擧人の身分を例に 近世中國における行政訴訟の一齣

第十章 寺田浩明 自理と上申の閒 -清代州縣レベル

における命案處理の實態

章 田邊章秀 北京政府時期の覆判制度

第三部

第十二章 黄源盛 民國初期の大理院民事裁判における法源 「民刑混沌」から「民刑分立」

第十四章 王志强 淺井正 清代巴縣錢債案件の受理と審判 現代中國の律師(辯護士)

第四部

近世イギリス法を背景として

史の全時代にわたっているのみではなく、空間的に東西洋にまで

務を果たしたい。本書の範圍はその題名に相應しく時代的に中國

98

第十五章 大平祐一 判決がでたあと――江戸時代の

訴訟社會

像

上本書の目次通り各章を論評することにするが、ただ第一章「中ことにする。この點、執筆者各位のご諒解を求めたい。また便宜らいささか離れている論文(十章、十二章、十五章)を一應除くらいささか離れている論文(十章、十二章、十五章)を一應除くいささか離れている論文(十章、十二章、十五章)を一應除くらいささか離れている論文(十五章)を主題にしており、えるものであり、本書が「中國訴訟社會」を主題にしており、えるものであり、本書が「中國訴訟社會」を主題による。

ろう。

檢證しようとする興味深い論文である。 一○○一號木牘を中心に」は、一般的に宋代以降出現したと考え ことを出土資料と傳世の文獻資料という性格が違う史料を接合し、 られる健訟の現象にたいして、後漢にもそのような現象があった 第二章、籾山明「後漢後半期の訴訟と社會──長沙東牌樓出土

する。

國訴訟社會史概論_

」は最後に論評したい。

夫論』と接合して見事に立證している。
まず出土資料の讀解において注目されるのは、親族閒の家産紛争である本件に對して、受理から決着にまで至る一連の手續が、の不正によって地方行政が順調に行かなかったことの證左であり、の不正によって地方行政が順調に行かなかったことの證左であり、の不正によって地方行政が順調に行かなかったことの證左であり、の不正によって地方行政が順調に行かなかったことの證左であり、本述という監察が、事である本件に對して、受理から決着にまで至る一連の手續が、

これを當時の傳世文獻と接合させ、木牘の背景として地方行政のに解讀しながら、これにより地方行政の末端の問題を讀み取って二〇〇四年に新しく出土したばかりの東牌樓木牘の意味を精密

明不足でわかりにくい。今後、論者により議論が展開されるであの足りない點がある。またなぜこの時期に日に十萬人とも稱されるほど多數の訴訟が發生することになったのかに對する、「それはおそらく、後漢後半期における人と人との結びつき、社會的結はおそらく、後漢後半期における人と人との結びつき、社會的結とはおそらく、後漢後半期における人と人との結びつき、社會的結とに關して具體的な地域的範圍に對する言及がないことは少しも腐敗や動搖を推定する論者の腕前は鮮やかである。ただ健訟の發腐敗や動搖を推定する論者の腕前は鮮やかである。ただ健訟の發

以降は由々しき事態として認識されるのはなぜか」と問題を提起もって、「唐代以前には健訟として問題視されるに至らず、宋代因と目される現像は發生していたのではないか」との問題意識を者の念頭にあがるのは宋代以降であるが、それ以前にも、その原訟社會」成立の前提」では、論者は「健訟が社會問題として為政訟社會、辻正博「隋唐時代の相州における司法と社會――「訴第三章、辻正博「隋唐時代の相州における司法と社會――「訴

『隋書』梁彦光傳では「妄起風謠、訴訟官人」といい、官吏を『隋書』梁彦光傳では「妄起風謠、訴訟官人」といい、官吏をかにすることができるのではないかという思いがする。 ではないと思う。この立場からすれば、相州は後漢以降常にあるいジではないと考え、そのイメージは健訟の實體に先立つことはで深い。評者は論者と異なり、健訟とは單なる士大夫の懐くイメージではないと考え、そのイメージは健訟の實體に先立つことはでいい。評者は論者と異なり、健訟とは單なる士大夫の懐くイメージではないと思う。この立場からすれば、相州は後漢以降常にあるいがではないと思う。この立場が表別を開発しているのではないかという思いがする。

模糊とした親子閒訴訟の像は、今までの中國家族史ではあまり描 まり用いられなかった資料をまで活用しながら親子閒訴訟の意味 りのものであると指摘する。このように親の權威も訴訟の結末も 不孝を撲滅する意欲も教化する熱意も見られず、ほとんど形ばか える子が親を告訴した訴訟は見られないものの、子の反訴はしば と宋代『淸明集』の事案を比較しながら、「(淸代では)宋代に見 訟社會の質的側面を明らかにしようとする。論者は清代巴縣檔案 を追求したことは注目すべきであろう。 かれてこなかったことであり、公案小説や訟師秘本等これまであ つつ、一方巴縣檔案の地方官には『淸明集』の地方官とは違って しば行われており、これは宋代と共通する現象である」と指摘し 淸末に至るまでの親子閒訴訟の實態を描き出すことによって、 第四章、 水越知「中國近世における親子閒訴訟」は、 宋代以後

があるであろう。 にした「實態」とともに、この「精神」の問題にも踏む込む必要 ことであろう。つまり、中國訴訟社會を考える際に論者が明らか ではないか。これは、「中國訴訟社會」の特色として注目すべき 審判ではなく、やはり傳統的な情理による判決が作動しているの るに中國の「訴訟社會」では現代の訴訟社會における嚴格な法の よる判決と溫情による判決という二重基準が作用していた。要す 判決基準について論者が指摘するように、親子閒訴訟では法に

る告狀の定型」は、清代の告狀における「冤抑」表現を民事的紛 争における正當性の根據とみなして、當時の民事的裁判を「冤抑 ·伸寃型裁判」として捉えることに對して疑問を提起し、「´冤抑 第五章、谷井陽子「なぜ「冤抑」を訴えるのか――明代におけ う論題らしく、豐富な事例を提示して明清時代の好訟の諸相を知 基本的な定型たらしめたと結論づけている。好訟社會の諸相とい が起きて、鄕土社會から徐々に好訟社會へ轉換して好訟を社會の 費孝通の鄕村社會論にしたがって反訴訟社會と見做しつつ、 代の「好訟」社會の形成およびその諸相」では、 は理念的であり、 第六章、陳寶良「「鄕土社會」か「好訟社會」か?―― 明清時代には社會變動の時代として巨大な轉換 傳統中國社會を

崩 清時

張をしている。 は民の側から為政者に働きかけて政策を變更させるのが不可能で 度的背景が存在すると論者は主張する。 そのような告狀が定着する過程には民事秩序とは無關係である制 せて間接的な操作を試みるしかないとの、まことに傾聽すべき主 ある以上、民の側では自らの利益のため、爲政者側の方針に合わ 表現するほかないような事情を訴えるのかが第五章の主題である。 を示す」と斬新な主張を展開する。なぜ多くの告狀が「冤抑」と |伸冤 むしろよりどころとなるべき正當性の不在、 の論理は當時の民事的裁判のよりどころを示すのではな 論者は「冤抑」の訴えと あるいは不確定

見せてくれる。 が、明清時代中國の訴訟當事者はこのような領域に落ち込むこと は興味深く讀むことができる。第一章で夫馬進は巴縣檔案におけ なく訴えが受理されるために、相當心をかけたことを本章はよく る不准(不受理)あるいは未准という領域について言及している を作成するのかを、訟師秘本と官箴書などを活用して敍述するの れるべく訴訟當事者の立場でいかにスタイルに苦心しながら告狀 論者が實際に民閒で民事的訴訟を提起する際に、それが受理さ

らせてくれるのは、本章の優れたところである。

の律師 世紀から結成していたようである。これに對して中國訟師のそれ たちの仲閒なので、はたしてヨーロッパ中世のギルドを聨想させ 明代の「躱雨會」「三隻船」等を指すが、これは論者の著書『中 役割を持ったことから見て、近代の律師(辯護士)に轉化すると 訟師と律師とは違う世界の存在であり、本書第十三章「現代中國 護士を含んだ法律家たちも、 は都市商人の合法的團體だったこと、さらにヨーロッパ中世の辯 る同業團體だといえるか疑問である。 國流氓史』の中でも指摘する如く、すべて惡事を事とした破落戶 には訟師の同業團體が出現し、 を示しており、このことは訟師から律師へ轉化することが普通の ルドをも專門性を持ちつつ共同善を指向する法人團體として十二 いう別の側面ももっていたとする。同業團體の出現とは、例えば 論者は傳統的觀念によれば、訟師のごとき職業は明らかに (惡人)」の列に入れられる人々であったが、一方で明淸時代 無賴者の祕密結社であったのではないか。管見によるかぎり、 (辯護士)像」は、律師制度が中國でいかに定着し難いか 都市商人のギルドのように彼らのギ 衙門外で相對的に獨立した司法的 ヨーロッパ中世のギルドと

書が含まれており、 で系統的な研究として、すこぶる重要で注目されるべきものであ られたことに起因している。第七章はこれに關する最初の實證的 商貿訴訟」である。 第七章は范金民「把持と應差 すなわち官府が必要とする物資や役務を强制的に提供させ その多くは工商業者が官府の差務を請け負う 巴縣檔案の中には大量の商貿訴訟に關する文 ――巴縣檔案から見た清代重慶の ことではないのを閒接的に證明するものだと思われる

である。

との紛爭でわかるように、必ずしもそうではないこともあるよう

論者はまず巴縣檔案の內容から、清代重慶では牙行をはじめほ

る。

者の指摘は、評者も正しいであろうと考えるが、 決は朝廷の法律に背いて、應差したか否かにのみよったという著 狀況は重慶だけの現象ではなかったであろう。また、 量の商貿訴訟は、清代朝廷の行業把持に關する規定とは對照的に、 ける把持に對しては支持、 組織による把持を禁止していたが、巴縣衙門は差事の範圍內にお たい仕事)」となって、互いに責任をなすりつけ合ったりしたか ことになったことが明らかになる。こうして差務は「畏途 用には足りず、工商業者側による立て替えが積もり積もっていく と、具體的な請け負いの方法を確認する。 とんどすべての工商業者たちが當番で差務を請け負っていたこと 朝廷が禁止する行業把持を承認許可するものであると言えよう。 に對して官が定める價格や當局が支拂う報酬は、 評者の印象に卽して言うなら、このような官商癒着というべき 應差訴訟が發生することになるのである。清代の法律は同業 許可する態度を取った。巴縣檔案の大 重慶の工商業者の應差 通常、 磚瓦舗と泥水匠 縣衙門の到 實際の費

すべき積極的な理由はなかったこと、 したこと、一方、地方の利益に深く關與した督撫には京控を解決 清初に巡按御史の制度を停止したことにより中央政府の負擔が增 大した原因について論じたものである。 の『京控案件の棄却を禁ずる上論』が下された時代に、 第八章、 阿風「清代の京控 嘉慶朝を中心に」は、 民衆の好訟意識、 論者はその原因として、 京控が擴 嘉慶四年

ると指摘されている。かい。訟師による訴訟の教唆も京控の増加の重要原因の一つであかい。訟師による訴訟の教唆も京控の増加の重要原因の一つであ好訟の原因である、との嘉慶帝の言葉を引用しているのは興味ぶ個人的理由を舉げる。特に吏治の腐敗と裁判の不公正こそ民衆の

その増員を提案して京控案件を專門に審理する專局の設立を目指嘉慶帝自身が京控の審理に當たる司法專門官僚の不足を認知し、ら接近すべきことではないかと思われる。たとえば本章の中にもら接近すべきことではないかと思われる。たとえば本章の中にも論が招いた弊害を痛感するという興味ぶかい上諭を引用する。管諭が招いた弊害を痛感するという興味ぶかい上諭を引用する。管諭が招いた弊害を痛感するという興味ぶかい上諭を引用する。管

すという重要な事件が指摘されている。

どのような概念でとらえるのが適當か、 者の管見では、この案件はやはり行政訴訟という側面より と擧人身分褫奪の取消しをともに當局に要求した行政訴訟」であ が對象とする案件は「山陽縣冤案」である。それは「烈婦の顯彰 を援用して頗る意欲的に中國の訴訟を見直そうとしている。本章 た直後の清朝末期を對象として、「行政訴訟」という新しい概念 「今は過渡期であり、 `ための中國傳統の「冤抑の訴え」に近いように思う。一方、 第九章、伍躍「近世中國における行政訴訟の一 『題は史料の上でしばしば「民告官」として出てくる事例を、 原告は山陽縣の擧人と進士等、被告は山陽縣知縣である。 -烈婦の顯彰と擧人の身分を例に」は、 司法はいまだ獨立しておらず、 ということであろう。 光緒新政が試行され 齣 權限もいま 「民告 伸冤

に値するであろう。

だ確定されていない。

裁判する側はしばしば上訴する者を拘禁し、

る。農民たちが法を武器として官の不法と戰おうとするのは、谷(3)れを武器として戰おうとするのが、インターネット等で知られ しい現象で、一面でかつての「民告官」に繋がるものとして研究 川道雄氏が指摘したように、 政訴訟法』『農村法律法規』などを購入して、法律を身につけて 無學の農民たちが『村委會組織法』『土地法』『國家賠償法』『行 であり、 の身家財産は蹂躙されてしまっている」との當時の言葉は、 罰を加えることなどを禁止する規定が空文になってしまい、人民 さらに縣に命じて再調査させるため、ついに誣告や故意に重 滄州市某縣の村民たちが地元幹部の不法を上部機關に訴える際に、 てようやく人民に利用され始めたように見える。たとえば河北省 おいて行政訴訟の限界を示す例に相應しいものとして興味深い。 新政の實施以後にも司法がいまだ獨立していない實態を指す發言 行政に對する訴訟という合法的武器は、最近二十一世紀に入っ この「山陽縣冤案」は、 前近代の中國社會には見られない新 司法獨立がなかった近世中國に

る高等審判廳がチェックする制度が敷かれた。これが覆判制度で すべての縣に初級審判廳を設置することを目標としたが、 覆判制度に對する考察である。 緒新政以後、 に行政と司法を兼任することになった。ただし、 縣では審判廳が設置されず、未設置の縣には縣知事が清代のよう 始まる頃、まだ司法機關の數量が不足していたために設けられた 第十一章、 裁判の公正を期するため縣の判決を省の最高司法機關であ 行政から獨立した審判廳によって新しい裁判制度 田邊章秀「北京政府時期の覆判制度」 中華民國の成立で、 重大刑事事件の はじめ全國の は、 清末の光

示すものとして注目すべきである。

、とも言えると指摘している點は、民國期の時代的特性を明らかにれる可能性があることと比較して、司法による監督という性格がこと、そして人民中國における司法機關の獨立性が容易に損なわこと、その人民中國における司法機關の獨立性が容易に損なわる。。覆判制度とは、滋質秀三の「必要的覆審」を援用したものある。覆判制度とは、滋質秀三の「必要的覆審」を援用したものある。

基盤が如何に脆弱だったのかを逆に立證するに十分だと言えよう。 きいものと期待される。 附錄は現代中國律師の動向を理解するために裨益するところが大 書の中にこれに對する專論がないのは物足りないところである。 も増える訴訟に比べ司法人員は増加していなかったのである。本 る審判廳が僅か百ヶ所にも滿たなかったのは、當時司法近代化の ており、その苦勞は並大抵ではなかっただろうと想像される。本 を抽出して分析したものである。巨篇をなす本章附錄はほとんど して、二十世紀末から二十一世紀初頭の中國の律師(辯護士)像 た後漢の冤結もこれとかかわるものと思われるし、宋代において 司法機關の不足は歷史的な宿題のように見える。夫馬進が指摘し るための制度である。民國初期に行政から獨立した司法機關であ 六年から二○○八年まで中國の『法制日報』の記事を主な資料と 『法制日報』の中から律師に關する記事を分析した表で構成され 覆判とは本來不足する司法機關の裁判實態を補完す 淺井正「現代中國の律師 (辯護士)像」は、一九九

罪嫌疑者の人權を擁護し捜査當局による適正手續の履踐を監視す論者は、「刑事手續を擔う律師は、法制度の建前では犯罪者・犯興味深い問題として、律師の刑事辯護權にかかわる問題がある。

る役割を與えられているにもかかわらず、實務では犯罪者に與する役割を與えられているにもかかわらず、實務では犯罪者に與する役割を與えられているにもかかわらず、實務では犯罪者に與すにない「死亡條約」と自嘲的に呼ばれている」と指摘する。著者はさらに興味深いのは、この條項が傳統中國法の「教唆詞訟の律」と相通関、死亡條約」と自嘲的に呼ばれているとする。評者にとって以ていると思われる點である。紙幅の關係でこれら兩條を引用して比較できないのは殘念であるが、『唐律』の鬪訟律の中のこのて比較できないのは殘念であるが、『唐律』の鬪訟律の中のこので比較できないのは殘念であるが、『唐律』の鬪訟律の中のこので比較できないのは殘念であるが、『唐律』の鬪訟律の中のこので比較できないのは殘念であるが、『唐律』の鬪訟律の中のこので比較できないのは殘念であるが、『唐律』の鬪訟律の中のこのでは、以後明清律に至るまで繰り返され、訟師の教唆詞訟を禁ぐは、以後明清律に至るまで繰り返され、訟師の教唆詞訟を禁止する法律的根據となったのである。

投じてきたところの複雜な歴史的意味を抱えた法制と考えられる。 始まったらしいことである。この公民代理制度の起源は、 法的に許されていたこと、どうやらこれは公民訴訟代理制度から このように律師資格もない一般人たちが訴訟に參與できるように のの、土律師は必ずしもこれまで肯定的に報道されるだけではな わるであろう。たとえば論者は主に土律師を肯定的に見ているも 現のための律師たちの進歩的な活動と展望を積極的に描いたとこ 論者はこの公民代理制度により、 政權の成立の前、 うな存在として、否定されもしてきた。問題は現代中國の場合、 かったからである。すなわち土律師は傳統時代の訟師や訟棍のよ ろにあると思うが、これが如何に客觀的なのかによって評價が變 本章の特色は、律師と共產黨支配の矛盾の中で、社會正義の實 をもたらすほど、 解放區時代にまで遡るが、 中國律師制度の定着において多くの問題を 中國の法學部の學生は臨床法學 いわゆる「黑律師 共產黨

國司法を考えるうえで示唆するところが多い。 は、、本論が『法制日報』を小まめに當たった結果生まれた重要な成果であることは動かしがたく、現代の中ないであろう。とはいえ、本論が『法制日報』を小まめに當たっあたかも米國のロースクールの摩史的説明がなされないならば、それが國のロースクールの學生とまったく同様である」と言う。しかしの科目を受講する過程で法廷活動を行っているとし、「狀況は米の科目を受講する過程で法廷活動を行っているとし、「狀況は米の科目を受講する過程で法廷活動を行っているとし、「狀況は米の科目を考えるうえで示唆するところが多い。

第十四章、王志强「清代巴縣錢債案件の受理と審判――近世イ第十四章、王志强「清代巴縣錢債案件の受理と審判――近世イギリス法を背景として」は、巴縣檔案の錢債案件を中心として近世イギリス法と比較しながら、訴訟プロセスの角度で中國の傳統世イギリス法と比較しながら、訴訟プロセスの角度で中國の傳統世イギリス法を背景として」は、巴縣檔案の錢債案件の受理と審判――近世イ第十四章、王志强「清代巴縣錢債案件の受理と審判――近世イ

ての案件はまず末端の州縣長官に提出され、告狀受理の決定權は明らかにイギリスと違う特色が見えると指摘する。すなわちすべ裁判所は求めれば必ず應じるというものである」との指摘である。裁判所は求めれば必ず應じるというものである」との指摘である。まず受理の條件でイギリスの場合、中國に比べて注目されるのまず受理の條件でイギリスの場合、中國に比べて注目されるの

するとすれば、その一つはできるだけ不受理にすることというほれる。論者は結論的に清代民事司法における政策上の原則が存在章の主題であるが、論者の答えはすこぶる示唆に富むものと思わイギリスと中國とのこういう相違は何處から由來するのかが本

基本的に官府に握られていたことである。

管見を提示したい。

いう。 ど、案件の受理は根本的に官府の主導と掌握下におかれていたと

照的事實であろう。

「特に注目すべきことは、イギリスの法官が各種の非政府的な社等に注目すべきことは、イギリスの法官が各種の非政府的な社話が表現における受動的な裁斷者として裁判の負擔が少なかったの裁判における受動的な裁斷者として裁判の負擔が少なかったの裁判における受動的な裁斷者として負擔が多かったとの對に注目すべきことは、イギリスの法官が各種の非政府的な社等に注目すべきことは、イギリスの法官が各種の非政府的な社

でも中心部分を占めるこの概論に學びながら、評者はいくつかのしても中心部分を占めるこの概論に基づきながら、一貫しこのように古代から近代まで緻密な論證に基づきながら、一貫しこのように古代から近代まで緻密な論證に基づきながら、一貫しこのように古代から近代まで緻密な論證に基づきながら、一貫しこのように古代から近代まで緻密な論證に基づきながら、一貫しこのように古代から近代まで緻密な論證に基づきながら、一貫した。一段の中國訴訟社會の歴史を整理したものはおそらく前例がないこととして、編者ならではの一大快擧としなければならないでも中心部分を占めるこの概論に學びながら、評者はいくつかの下も関係に評者に殘る論文は本書の第一章、本書の編者夫馬進の最後に評者に殘る論文は本書の第一章、本書の編者夫馬進の日本の記録を表表して、一章は別個の一書を成して、一章は別個の一書を成して、一章は別個の一書を成して、一章は別個の一書を成して、一章は別の一章は別個の一書を成して、一章は別個の一書を成して、一章に表述といる。

第二節「無冤の理念とその現實」では、無訟の理念と共に無冤きな意義があるといえよう。訟社會も同時に併存していたということを明らかにした點に、大論に對して緻密な考證をもとに批判しつつ、無訟社會とともに訴第一節「無訟の理念と費孝通の無訟論」は、費孝通の無訟社會

はとても難しかったこと、を明らかにした點は興味深い。を生み出す根據になったとする。しかし上訴制度や告狀不受理の法を實践に移すことるように、無冤の理念をもとに告狀不受理の法を實践に移すことの理念があったことを提示し、これが上訴制度と告狀不受理の理念があったことを提示し、これが上訴制度と告狀不受理の法の理念があったことを提示し、これが上訴制度と告狀不受理の法

第三節「王符の訴訟論と後漢の冤結」では、籾山明が分析した第三節「王符の訴訟論と後漢の冤結」では、籾山明が分析したとが興味深い。特に重要な出土資料とかし實際に專制支配がいかにして訴訟をたくさん産んだのかは、
しかし實際に專制支配がいかにして訴訟をたくさん産んだのかは、
を持つと詳細な説明が必要なようである。

名公たちの正直な判決の前では、上告ひいては健訟がおさまるはを紹介しつつ、健訟する者が正しいとまで認定してしまった宋代件を分析しながら宋代名公たちによる注目すべき法治主義的判決件を分析しながら宋代の健訟と差役の糾論」では、主に『淸明集』の案

ずがないと指摘している。

しであばきたて論ずることを指す。また糾論の問題は宋代だけに思う者が、自分の代わりに別の者が役に十分當てられうると名指もっとも興味深く精彩を放つ部分と思われる。糾論とは、農民、もっとも興味深く精彩を放つ部分と思われる。糾論とは、農民、もっとも興味深く精彩を放つ部分と思われる。糾論とは、農民、とは本書の中で專制支配と中國訴訟社會との關係を説明するのに、とは本書の中で專制支配と中國訴訟社會との關係を説明するのに、とは本書の中で專制支配と中國訴訟社會との關係を説明するのに、認師の健訟ともに宋代社會の健訟化のまた一つの原因として訟がある。

問題である民事訴訟の私的な問題に轉化したものと指摘する。問題すなわち行政訴訟にならなければならないことが、民と民のもともと税役上の不公平が生じた問題として本來政府と民の閒の限る問題ではなく基本的に清末まで續く問題であるとし、これは

第五節「清代同治期巴縣檔案に見える年閒訴訟文書數と訴訟件第五節「清代同治期巴縣檔案に見える年閒訴訟文書に基づいたものではなかった。巴縣檔案をもとにして得られた結果は、一たものではなかった。巴縣檔案をもとにして得られた結果は、一たものではなかった。巴縣檔案をもとにして得られた結果は、一たものではなかった。巴縣檔案をもとにして得られた結果は、一たものではなかった。巴縣檔案をもとにして得られた結果は、一たものではなかった。巴縣檔案をもとにして得られた結果は、一次推計であったと認めないわけにはいかないとする。この統計方、推議が今後の中國訴訟史の研究に一つの里程標の役割をすること結果が今後の中國訴訟史の研究に一つの里程標の役割をすることは、閒違いないであろう。

一つの事例として紹介された遺産相續訴訟に出てくる劉王氏とっても終わらないこと、瀆訟とは濫訴の意味に近いという。されたことを實例をもって示す。纏訟とはある訴訟がいつまでたされたことを實例をもって示す。纏訟とはある訴訟が激しく闘わいでした。といるべき社會があったこと、そかつて間違いなく「訴訟社會」と呼ぶべき社會があったこと、そかつて間違いなく「訴訟社會」と呼ぶべき社會があったこと、そかつてり違いない。

り、「彼女自身が訟師以上に訴訟の筋道に精通した存在となって回訴訟に關與した人物である。訴訟に對する態度も堂々としておいう女性は興味深い。彼女は再婚した女性であり、八年閒に十二

い人物である。巴縣の女性たちは強い氣質を持っていたと思われ いたとも考えられる」と編者が評するように、それくらい興味深

阻止する堡壘であり、自由で公正な辻會り等 7 ・・・・・だけのものではないが、彼はそれを非民主的な行政國家の出現をだけのものではないが、彼はそれを非民主的な行政國家の出現を と主張するほど強調している。 (3) 阻止する堡壘であり、自由で公正な社會の證印として殘るだろう に挑戦して辯護士の助力を通じて自身の正義を追求することがで 會の好訟の核心には對審制度(Adversary System)があり、對 受理するようになったからではないかとし、もしそうであればこ きる權利を保障する制度をいう。 すべことと考えられる。對審制度とは自分に損害を與える相手方 審制度こそ自由民主主義の中心價値なのだと強調することは注目 社會が健康なることを鳴らすラッパでもあると言いつつ、現代社 訴訟社會とは本來アメリカのような自由民主主義社會を背景とし る。そしてこの急激な増加は、それまでであれば様々な難癖をつ つ、民國四年(一九一五)に巴縣地方審判廳で新しく受理された マンが好訟について、それは社會病弊の信號であるだけではなく、 て生み出された概念であることである。編者も引用するリーバー つつ感じた大きな問題を一つ二つ擧げるにとどめたい。第一に、 れこそ司法の近代化の一つの表れであったに違いないと述べる。 けて不准もしくは未准としていたものを、形式さえ調っていれば 紙幅もすでに過ぎたので、評者が本書のなかでも第一章を讀み 編者は「結語」で、清末司法制度の近代化に對しても言及しつ 同治年閒と比べ約四十年の閒に約二・五倍增加したとす 西洋の好訟社角をこのように自

> 因は、 たのは一理あるとしても、明清時代での訴訟の雰圍氣は、 して開放的でない姿が專制支配下の中國訴訟社會の實態であった 的なようではないと言わなければならない。つまり開放的だが決 不自由な存在であったということ一つだけをみても、それ程開放 また編者がかつて「(明清時代)好訟の風を生み出した根本原 訴訟そのものが萬人に開かれていたことであった」と言っ 訟師が

かに見える。

となることを心より祈念する。 研究や現代中國の問題と密接にリンクする中國史研究が一層盛ん どない。評者はこの書の出版が一つの契機となって、中國法制史 りを與えてくれるものとなっている。收錄論文はいずれも緻密で の司法、 あるが、考證のための考證研究であると感じさせるものはほとん このような問題を含むとは言え、本書は現代の訴訟や現代中國 あるいは中國史そのものについて様々に再考する手掛か

註

- $\widehat{1}$ 陳寶良 『中國流氓史』中國社會科學出版社、 一九九三、
- and London, 2008, pp.365-370 Profession, The University of Chicago Press: Chicago James A. Brundage, The Medieval Origins of the Legal
- 3 4 界の未來を語り得るか』名古屋、 〇〇六、八五頁。 谷川道雄『戰後日本から現代中國へ― 河合文化教育研究所、二 中國史研究は世
- 谷川道雄「中國現代農民維權活動覺書」『研究論叢』 第

- 記して感謝する。 氏の二つの論考については、夫馬進教授に紹介を頂いた。 8集、河合文化教育研究所、二〇一〇年一二月。谷川道雄
- (5) 宋代司法人員の問題に對しては、陳景良「訟學、訟師與士大夫—宋代司法傳統的轉型及其意義」『河南省政法管理幹部學院學報』七〇期、二〇〇二-一期。 Melissa Macauley, Social Power and Legal Culture: Ligation Masters in Late Imperial China, Stanford University Press, 1998, pp.3~11 等參照。
- (6) 『唐律』では「雇った者は處罰しない」となっていたが、 (6) 『唐律』では「雇った者は處罰とない。 語言研究所集刊』七九-四、二〇〇八。
- 月參照。中國의司法改革」『中國史研究』五七輯、二〇〇八年一二中國의司法改革」『中國史研究』五七輯、二〇〇八年一二7) 土律師と黑律師の問題については、拙稿「黑律師外近代
- (8) 夫馬進「明淸時代の訟師と訴訟制度」(梅原郁編『中國

- 九三)。 近世の法制と社會』京都、京都大學人文科學研究所、一九
- (Φ) Jethro K. Lieberman, The Litigious Society, New York, Basic Books, 1981, p.8.
- (1) Jethro K. Lieberman, 前掲書, pp.168-169
- (コ) たいみな Marc Galanter, Rading the Landscape of Dispute of Disputes: What We Know and Don't Know (And Thing We Don't Know) about Our Allegedly Contentious and Litigious Society, UCLA Law Review, Vol.31-4, 1983; Matthew R. Christ, The Litigious Athenian, Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press,
- (12) Jethro K. Lieberman, 前掲書, p.189
- Jethro K. Lieberman, 前掲書, p.190

13

(14) 前注(8)。

B五判 八九六頁+索引三三頁 九六〇〇圓二〇一一年 京都 京都大學學術出版會